

# 宮崎市フレイル予防健幸塾事業業務プロポーザル実施要領

## 1. 業務の目的

フレイル状態又はプレフレイル状態にある高齢者が、要介護状態になることを防止し、自立した在宅生活を継続することを目的とする。

## 2. 業務の概要

- (1) 名称 宮崎市フレイル予防健幸塾事業業務
- (2) 場所 市内一円
- (3) 内容 『宮崎市フレイル予防健幸塾事業実施要綱』  
及び『宮崎市フレイル予防健幸塾事業業務企画提案仕様書』のとおり
- (4) 履行期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3. 委託見積の限度額

- (1) 提案限度額：2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、別紙提案仕様書の内容に係る予算規模を示したものです。受託候補者の決定後、提案内容に基づき、改めて契約仕様書を定め、見積書の提出を求めます。また、契約に際しては、宮崎市議会令和6年3月定例会において本事業に係る令和6年度予算が成立することが前提となり、成立した予算の範囲内での契約となることに留意してください。

※委託料については、受託候補者として選定された後に、市と受託候補者との協議において、固定委託料（参加者が5名以下の場合であっても必ずかかる運用経費相当）と加算委託料（参加者が5人を超えると追加でかかる運用経費相当）について確認を行います。

## 4. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

- (1) 本事業の目的と共通する理念の下、サービスを提供している事業者を選定するため。
- (2) 専門的な知識・実績を有する事業者からの提案内容を仕様に反映させることで、より高い事業効果が期待できるため。

## 5. プロポーザル方式及びその理由

本事業の目的と共通する理念の下サービスを提供可能な業者が複数者おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

## 6. 業務スケジュール（予定）

- (1) 公募開始日 令和5年12月26日（火）
- (2) 参加申込書受付締切日 令和6年1月19日（金）
- (3) 質問の締切日 令和6年1月19日（金）
- (4) 質問に対する回答日 令和6年1月19日（金）まで随時
- (5) 参加資格確認結果通知日 令和6年1月30日（火）
- (6) 提案書等の提出締切日 令和6年2月9日（金）

- |               |                      |
|---------------|----------------------|
| (7) プレゼンテーション | 令和6年 2月15日(木)～16日(金) |
| (8) 審査結果通知日   | 令和6年 2月19日(月)        |
| (9) 契約締結日     | 令和6年 3月中旬            |

※ただし、各実施日については、事務の都合により変更の可能性あり。

## 7. 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225条）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (3) 宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (4) 法人等にあつては役員等（個人にあつてはその者）が宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (5) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 介護事業所として宮崎市の指定を受けている事業者のうち、予防給付又は総合事業に取り組んでいる事業者であること。又は健康増進を目的とした運動プログラム及び関連プログラムを提供する事業者（フィットネスクラブ等）のうち、高齢者を対象とした事業に取り組んだ実績のある事業者であること。
- (7) 宮崎市内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。
- (8) 緊急時のマニュアルを定める等の安全対策を講じていること。

## 8. 参加申込の手続き

- (1) 事務局（問い合わせ先）

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号  
宮崎市役所 福祉部 地域包括ケア推進課（本庁舎5階）  
電話 0985-21-1773  
FAX 0985-31-6337

E-mail 10houkatu@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2) 提出書類

- ①参加申込書兼誓約書（様式1）
- ②宮崎市税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ③国税に滞納が無いことの証明（発行日から3か月以内、写し可）
- ④履歴事項全部証明書（発行日から3か月以内、写し可）
- ⑤誓約書兼同意書（団体用）（様式2）
- ⑥安全対策について定めた書類（マニュアル、方針等）

- (3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、(1)の事務局あて提出。

- (4) 提出期限

①持参の場合 令和5年12月26日（火）から令和6年1月19日（金）まで  
(土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)

②郵送の場合 令和6年1月19日（金）までの消印有効

(5) 参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和6年1月30日（火）までに通知する。

## 9. 質問及び回答

(1) 質問

①質問方法 メール又はFAXにより、質問票（様式3）を8（1）の事務局あて送付する。

（必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。）

②受付期間 令和5年12月26日（火）から令和6年1月19日（金）正午まで

(2) 回答

①回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

②回答日 令和6年1月19日（金）まで随時

## 10. 企画提案書の提出

(1) 提出書類

①企画提案書（様式4）5部（正本1部・副本4部）

（正本1部には提案事業者名を記載し、副本4部については、提案事業者名や提案事業者を類推・特定できる部分を消して作成すること。）

②見積書

見積書は任意様式で可。見積金額（見積限度額は消費税及び地方消費税を含み2,500,000円）を記載することとし、見積項目は、次のとおりとする。

- ・人件費
- ・送迎車輛の賃借料・燃料費（本事業にかかる部分のみ）
- ・消耗品費
- ・印刷費
- ・役務費
- ・会場賃借料
- ・諸経費

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る）により、8（1）の事務局あて提出すること。

(3) 提出期限

①持参の場合 参加申込の結果通知日から令和6年2月9日（金）まで

（土曜、日曜及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

②郵送の場合 令和6年2月6日（火）までの消印有効

(4) 企画提案書の作成方法

別紙『企画提案仕様書』のとおり。

なお、企画提案書には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

## 1.1. 選定方法及び評価基準等

提出された企画提案書をもとに、受託候補者選定のために組織された委員で構成する選定委員会において、書類審査及びプレゼンテーション審査を実施し、選定を行う。

### (1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

### (2) プレゼンテーション審査及びヒアリング

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

なお、プレゼンテーションは本市の指定する Web 会議システムにより実施する。ただし、Web 会議システムでの実施が難しい事業所については、来庁による対面でのプレゼンテーション審査を実施するものとする。

①期日 令和6年2月15日（木）～16日（金）

（時間等については別途連絡する）

②出席者 来庁による対面でのプレゼンテーション審査の場合は、1者2名以内

③実施時間 1者15分以内

（参加申込者によるプレゼンテーション10分、ヒアリング5分）

来庁による対面でのプレゼンテーションの場合は、1者20分以内

（セッティング・撤去にかかる時間5分を含む）

④貸出物品 来庁による対面でのプレゼンテーションの場合、机・椅子・電源・スクリーン・プロジェクターは市が用意する。

それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

### (3) 受託候補者の選定

①選定委員会において、委員長及び委員が、企画提案書及びプレゼンテーションの内容をもとに、評価基準に基づき採点を行う。

②「申込区分①」と「申込区分②」に分けて選定する。地区については、別添の「宮崎市地域自治区の設置等に関する条例」第2条を参照のこと。

区分	地域自治区名		送迎範囲地区数
申込区分①【実施】 (右記のエリア内で実施できる場合のみ)	佐土原、田野、高岡、木花・青島		左記の4地区の中から 1地区のみで可
申込区分②	A	中央東、中央西、小戸、大宮、東大宮、大淀、大塚、檜、大塚台、生目台、小松台、赤江、生目、清武	原則4地区以上
	B	佐土原、田野、高岡、木花、青島、住吉、本郷、北	※Bのいずれかの地区を含む場合は、2地区以上でも可

※定員は15名を上限とする。ただし、申込区分①の田野、高岡、木花・青島を選択した場合については、10名から提案することができるものとする。

### ○選定方法

受託候補者の選定は、以下の2つの区分に分けて実施する。

1. 「申込区分①」（佐土原、田野、高岡、木花・青島）の選定（4事業者）  
申込区分①の対象エリア内で事業が実施可能な提案者について、佐土原、田野、高岡、木花・青島の4地区それぞれについて、総合得点が最も高い提案者1者を受託候補者として決定。
2. 「申込区分②」の選定（11事業者）  
送迎範囲を4地区以上を選定した提案者について、総合得点が最も高い順に受託候補者を決定。ただし、上記表内のBのいずれかの地区を選択した場合は、2地区以上での提案ができるものとする。

### 留意事項

※実施場所は、自社の施設に限らず、公民館等も可とする。ただし、公民館等との事前調整は事業所が行うこと。

※事業を実施する際の送迎範囲は、受託候補者選定後の協議において調整を行う場合がある。

③合計点数が同一の競合する提案者がいた場合には、「参加者の意識変容、行動変容の働きかけ」に関する評価点が高い提案者を受託候補者とする。

④合計点数が評価基準点数全体の60%未満の場合には、受託候補者として選定しない。

### (4) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③見積金額が、提案限度額を超えている場合
- ④プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合、または、申込者側の事情により Web でのプレゼンテーションが予定時間までに開始できなかった場合
- ⑤審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

## 1 2. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称
- ・参加業者の数

## 1 3. 契約に関する事項

### (1) 契約の締結



## 附 則

この要領は、令和5年12月22日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。